

○奄美市心身障害児療育旅費助成要綱（平成18年3月20日告示第38号）

○奄美市心身障害児療育旅費助成要綱

平成18年3月20日告示第38号

改正

平成19年9月1日告示第69号

奄美市心身障害児療育旅費助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、心身障害児の療育を目的として鹿児島県本土（以下「県本土」という。）の医療機関等に受診する際に、心身障害児及び介護者が必要な旅費を助成し、もって福祉の増進を図るとともに、心身障害児の属する家庭の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 療育旅費助成の対象者は、奄美市に住所を有し、次に掲げる18歳未満の者（以下「対象児」という。）及びその介護者とする。

- （1）療育手帳の交付を受けた者
- （2）**身体障害者手帳の交付**を受けた者
- （3）その他市長が特に該当すると認めた者

（助成額等）

第3条 市長は、前条に規定する対象児が県本土での療育が必要と認めるときは、次に掲げる金額を助成する。ただし、同一年度内の助成回数は5回を限度とし、次に掲げる移動手段の合計回数とする。

- （1）移動手段として船舶を利用した場合は、対象児及びその介護者1人に対し、その船舶旅費2等実費（名瀬港から鹿児島新港までの往復実費費用を限度とする。）の半額を助成する。
- （2）移動手段として航空機を利用した場合は、対象児及びその介護者1人に対し、その航空機旅費実費（奄美空港から鹿児島空港までの往復実費費用を限度とする。）の25パーセントの金額を助成する。

全部改正〔平成19年告示第69号〕

（助成の制限）

第4条 **被保護世帯**は、助成の対象外とする。

（助成金の支給申請）

第5条 助成を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、心身障害児療育旅費助成金申請書（別記第1号様式）に第3条に規定する往復実費費用の領収書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、療育を受けた年度の翌年度の4月末日までに申請するものとする。

一部改正〔平成19年告示69号〕

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、旅費助成の可否及びその支給額を決定し、心身障害児療育旅費助成金支給（申請却下）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（資格喪失の時期）

第7条 対象児が次に該当するに至った日の属する月の翌月から支給を受ける資格を喪失する。

- （1）対象児が死亡したとき。
- （2）対象児が本市に居住しなくなったとき。
- （3）助成金の支給を辞退したとき。
- （4）その他市長において、旅費助成の支給が適当でないと認められたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市中心身障害児療育旅費助成要綱（平成7年名瀬市告示第20号）又は笠利町心身障害児療育旅費助成要綱（平成8年笠利町告示第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年9月1日告示第69号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の奄美市中心身障害児療育旅費助成要綱第3条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に航空機を利用した場合の申請について適用する。

別記

第1号様式

(第5条関係)

一部改正〔平成19年告示69号〕

第2号様式

(第6条関係)